御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針策定の為の基本的考え方(案)に対する町民意見への回答

区分	意見の内容	回答者	回答内容
4 月 30 日	・利用指針の策定、利用計画の策定をいつまでに行うのか、スケ ジュールを基本的考え方に盛り込むべき。	検討委員会 (事務局)	・利用指針策定までのスケジュールは、第5回検討委員会(6/25)で協議していただく予定です。 ・利用計画策定、事業展開のスケジュールは、利用指針策定後、事業者が検討することと考えています。
分提	・事業展開はかなり先になると思うので、今すぐやっておかなければならないことがないのか、至急検討すべき。例えば、防護柵の	検討委員会 (事務局)	・検討委員会で検討する範囲を超えた内容だと考えています。
出分	設置、山の手入れ、危険個所の補修など。	寿和工業株	(防護柵の設置、山の手入れ、危険個所の補修などの必要性) ・防護柵の設置、山の手入れ、危険個所の補修などについては、必要に応 じて実施します。
	・現在の委員会メンバーは御嵩町住民と有識者で構成されている。 冒頭で「御嵩町が計画地利用の検討組織を提案し、三者共同で運営することで合意」と書かれているが、なぜ県と事業者が入っていないのか。基本的な考え方策定段階から入っていないと共同運営とは言えない。のちのちの問題発生の根とならないよう進めていただきたい。	検討委員会 (事務局)	・この検討委員会は、事業者、御嵩町、岐阜県の三者が第三者機関に利用 指針策定をお願いし、三者が共同事務局として運営している形をとって います。事務局として検討委員会を運営している事業者、御嵩町、岐阜 県からは委員になりえないと考えています。 なお、御嵩町民はメンバーとして入ってもらっているが、御嵩町長、役 場職員はメンバーとして入っていません。
	・「計画地利用指針の策定」段階から、委員会メンバーに県と事業者が入ると受け取れるが、何人くらいずつ入る予定なのか。おそらく少数だと思うが、そうだとすると、住民メンバーが少し多すぎないか。片手間仕事ではなく、真剣に取り組んでくれる3~4人が適当と思うがいかがか。	検討委員会 (事務局)	・利用指針策定も現在と同じ形で検討を進めていただく予定です。事業者、 御嵩町、岐阜県が検討委員会を運営している以上、委員として入ること はないと考えています。
	・「計画地利用計画の策定」以降は事業者にまかせると言ったニュアンスを感じるが、一任は絶対止めてもらいたい。作業そのものは事業者主体でもいいが、委員会に一定のルールを設け、チェック機能を持たせるべきである。	検討委員会 (事務局)	・基本的考え方(案)の中では、事業者による利用計画策定及び事業実施 段階において、事業者に対して検討委員会への状況報告を求め、検討委 員会は事業者に意見を述べることとしています。

	・お金については一切触れていないが、計画策定までに要する費用、 事業展開に必要な費用、収益の配分などの、お金に関する考え方が基本的考え方で示されていないのはおかしい。 具体的数値が出せないのは当たり前だが、どのような仕組みになるかも含め、基本方針の策定で検討するにせよ、基本的考え方がなければ迷走するだろう。そのためにも、基本的考え方の時点から三者が委員会メンバーに入っているべきだった。	(事務局)	・利用指針策定までに要する費用は、町と事業者が負担しています。計画 策定に要する費用、事業展開に必要な費用については、事業者による負 担であることが前提だと考えています。 そのため、基本的考え方(案)のなかでは、「3 利用指針及び利用計画 策定上の留意点」において、事業者が継続的に事業展開できることを利 用指針の前提として考える必要があることを明示しています。
	今からでも遅くないから、お金についての考え方を加えるべき。 ・産廃処分場問題で一番重視されなければならないのは国でも、県	検討委員会	・委員長は委員の互選で決定したものです。委員長は各委員の意見を丁寧
	でも、事業者でもなく、町すなわち住民の意向のはず。 全体から受ける印象はちょっと腰が引けている。一つ一つの文面 からは、そうでもないのだが全体の感想として何か足りないもの を感じる。強い意志が感じられない。委員長には御嵩町民の中か ら立てるべきだと思う。	(事務局)	に引き出しながら、基本的考え方 (案)をとりまとめました。
	・三者の基本姿勢の「第2に」で始まる文面は日本語として少しおかしい。分かりやすくすべし。	検討委員会 (事務局)	・次のように修正します。 「…岐阜県と共同で取り組むとともに、計画地の今後の利用計画等の地域住民への周知に努 <u>め、</u> 寿和工業株式会社の事業実施に最大限の協力をする。
5月14日提出分	・御嵩町及び町長は、誰がどのような基準で委員選考を行ったのか、 町民に対して説明するべきである。	御嵩町	・H20.5.9 の三者会談にて計画地利用の検討組織について、御嵩町が立ち上げを提案し、三者共同で運営することで合意し設置したもので、委員の選考についてはいるんな意見を述べていただけるよう、当時処分場について賛成や反対の立場をとられた方など双方から、三者の事務担当者で調整し選考しました。選考した委員は、町議会や自治会など町民全体の代表者、商工業の方など7名と有識者3名の合わせて10名です。事務局として、選考された委員について、推進する立場であった方や反対であった方への個人批判等が起きないよう配慮していますが、会議はビデオに収録してありますので公表については委員会の判断に委ねたいと思います。
	・検討委員会議事録においては、発言者氏名が明らかでなく、要旨 のみが公開されるにとどまっている。このことは委員選考過程の 不明瞭さと関連して、情報公開原則からの逸脱を示しているもの と考えられる。改めて、発言者氏名を明記した議事録全文を公開 するべきである。	(事務局)	・本検討委員会は、報道機関をはじめ町民の皆様に対して全面公開のもとで実施しております。・発言者氏名を明記した議事録全文の公開については、検討委員会において協議します。

・本案には記載はないが、検討委員会開催費用を御嵩町役場と寿和 工業が半分ずつ負担したと伝えられている。事実だとすれば、検 討委員会の中立性、公平公正性を損なう大きな問題である。御嵩 町及び町長は、御嵩町の全額負担で検討委員会を設置運営するべ きである。		・本検討委員会委員の報酬及び旅費について、寿和工業㈱が半額負担しております。計画地の大部分が寿和工業㈱所有地なので、一部には寿和工業㈱が全額負担すべきという意見もありましたが、計画地の利用について本検討委員会で検討していくことは環境に配慮した先駆的な取り組みを目指す御嵩町にとって非常に有益であるという趣旨から、町が費用の半額を負担しています。この点に関して、委員の中立・公平公正性が損なわれることはないと考えています。
・当該検討委員会は御嵩町長、岐阜県知事及び寿和工業社長による 3者会談の合意に基づいて設置されたとされているが、検討委員 会の運営まで3者が共同で行うのはおかしい。検討委員会はあく まで御嵩町の主導で、御嵩町民の中立公平公正な参加のもとにす すめられるべきである。	御嵩町	・本検討委員会は、平成20年3月26日の3者会談で環境に配慮した先駆的な取り組みを目指す御嵩町の方針に沿った計画地の利用を検討するため3者が共同で運営することに合意して設置されたものであります。本検討委員会ではこの方針を念頭に、御嵩町民だけが中立公平公正といえないので、いろいろな立場の方の意見を聞いて柔軟に検討していくことになります。また、委員以外の町民からのご意見も受け付け、委員会での検討材料としています。
・検討委員会の進行に関する疑問 ・三者の基本姿勢について ・本案の文章表現上の混乱について	検討委員会 (事務局)	 「御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針策定の為の基本的考え方(案)」は、産業廃棄物処分場問題の過去の問題について和解し、未来に向かって計画地の利用を考えていこうという三者の合意のもとで立ち上げられた検討委員会で議論した結果であります。 その内容は、利用計画の策定・事業実施の主体は寿和工業㈱であることを前提に、住民参画と検討委員会が関与すること、御嵩町と岐阜県の支援を期待するという趣旨であることをご理解いただきますようお願いします。
・寿和工業は産廃処分場予定地付近の所有地を一部他の事業者に売却し、売却先の事業者が埋立てを行っていると聞く。検討委員会で協議中であるにもかかわらず所有地を売却する行為はきわめて遺憾である。法的な問題をクリアしているとしても、小規模な埋立てが次々に行われる可能性があり、危険性をはらんでいると言わざるを得ない。	寿和工業株	(事実関係の確認) ・ご意見のような事実はないと認識しております。

・計画地小和沢地区の自然環境について	御嵩町	(御嵩町環境基本条例と御嵩町希少野生生物保護条例との関係) ・本町は、平成18年6月19日に「御嵩町希少野生生物保護条例」を制定し、御嵩町環境基本条例で掲げる「良好な環境の保全」のための具体的な取り組みとして、町は、希少野生生物の保護に関する施策を積極的に取り組むこととしています。また、事業者は、町のこうした取り組みに協力する責務が規定されています。こうした視点から、計画地の利用を具体的に考える上で希少野生生物の実態を事前に把握し、その生態系に配慮する旨の内容が指針に盛り込まれるものと考えます。しかしながら、この趣旨は計画地における開発を伴った利用計画を、全面否定するものではありません。指針には計画地の活用が、持続可能な事業活動のもとで行われることの必要性も謳われるものと考えます。 したがって、指針にはこうした考慮しなければならない事項を掲げた中で、総合的な視点に立って利用の方向性を示していくことになるものと考えます。
・小和沢地区の農地転用について	寿和工業㈱	(情報公開について) ・既に必要な資料等は、県及び町に提出してあります。
	御嵩町	(情報公開を寿和工業㈱に求めることについて) ・平成19年4月24日に向陽中学校体育館で行いました前柳川町長による行政報告会でも「未了の個別法手続き」ということで農地法上の転用許可手続きが済んでいないことをお知らせしておりますし、平成20年4月19日中公民館で行った「住民説明会」の席上、渡辺町長も「論点の整理」の説明で農地法を含め法手続きについて解決していくことを触れております。また、本検討委員会でもご指摘のとおり農地転用手続きが完了していないことが話として出ております。以上のことを踏まえまして、指摘していただいた事項は、今回の基本的考え方(案)の内容について影響ないと考えます。
	岐阜県	(情報公開を寿和工業㈱に求めることについて) ・農地転用ができないことについては、本委員会において明らかになって いるとおりであると認識しています。